

暮らしの中の国民年金

4月から保険料月額8,000円

4月から、国民年金保険料が月額八千円に引き上げられます。

国民年金は、加入者のみなさんが納める保険料と、国からの負担金でまかなわれており、言わば、働く若い世代のみなさんが納める保険料で、お年寄りの年金を支えていく仕組みになっています。

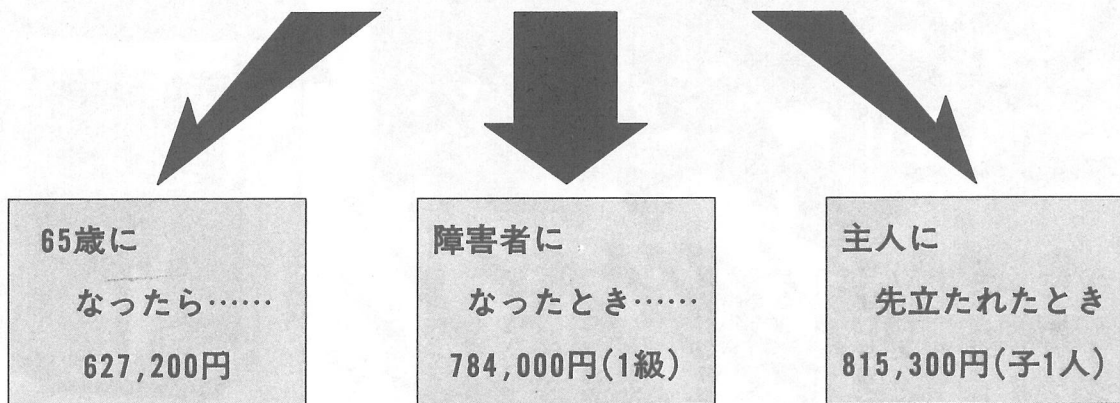
高齢化が進むにつれて、年金をもらう人も年々増えており、それだけに財源も大変多く必要になってきました。

しかし、保険料は加入者のみなさんの負担が急に重くならないように、給付額や生活水準等のバランスを考え段階的に引き上げを行っています。やがて、自分が年金をもらう時のことを考えて、保険料の引き上げにご理解をいただき、もれなく納付していただくようお願いいたします。

保険料を納めるのが困難な人は

保険料の免除制度をご利用ください。免除を受けたい方は、印鑑を持って、住民課年金係で手続きをしてください。

(保険料をきちんと納めている人には……)



老齢基礎年金

国民年金の加入期間(保険料納付済期間など)が25年以上ある人は、65歳から受給できます。

年金額は加入期間に応じて違います。

障害基礎年金

加入者が病気やケガをしたとき、法で定められている程度にあてはまり、加入期間の3分の2以上納付期間があるなどの納付要件に該当している人は受給できます。

遺族基礎年金

国民年金に加入している人や老齢基礎年金を受けられる資格期間のある人が亡くなったとき、子のある妻や子が受給できます。